

## 令和6年度 第2回四街道市ごみ処理対策委員会 会議次第

日時：令和7年2月13日（木） 14：00～

場所：四街道市役所 本館1号棟4階 第1・2委員会室

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 副市長挨拶

### 4. 諮問

四街道市一般廃棄物処理基本計画について

### 5. 議事

(1) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）に係る評価について

(2) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和8年度～令和17年度）骨子案について

(3) その他

### 6 閉会

## 四街道市一般廃棄物処理基本計画の評価

四街道市（以下、「本市」という。）においては、平成28年度に令和7年度を最終年度とする「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現計画」という。）の策定を行い、令和3年9月に中間見直しを実施しました。

ごみ処理基本計画では「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」を掲げ、ごみの減量・資源化に取り組んできました。

1人1日あたり総排出量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量及び最終処分率については、令和5年度において目標を達成できている状況にあり、市民のごみ減量への意識が高まっているといえます。

一方で、リサイクル率については、令和5年度において令和4年度から0.9%向上したものの、いずれの年度においても目標を達成できていない状況にあります。

本市は、千葉県平均（令和4年度：22.6%）とほぼ同じ水準にありますが、目標の達成のためには更なる努力が必要です。

食品ロス削減推進計画については、1人1日あたり食品ロス発生量を令和7年度に約29g/人・日に削減することを目標とし、食品ロス発生量の削減を推進してきました。

なお、食品ロスについては令和7年1月に調査を実施しました。調査結果等を含め、次回の委員会でお示します。

生活排水処理基本計画では、「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～生活排水処理率100%に挑戦～」を掲げ、生活排水処理に取り組んできました。

公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口は現計画で掲げていた令和7年度の目標を上回り、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口は現計画で掲げていた令和7年度の目標を下回っており、順調に計画を推進しているといえます。

表1 四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和3年9月中間見直し）における数値目標と令和5年度実績

項目	H27年度	H32(R2)年度目標 (中間目標年度)	令和5年度 (現状)	令和7年度 (目標年度)
1人1日あたり総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	832 g/人日	793 g/人日	726g/人日	755 g/人日
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	554 g/人日	497 g/人日	491 g/人日	495 g/人日
リサイクル率	23.4 %	26.4 %	21.8 %	23.9 %
最終処分率	9.9 %	9.3 %	7.9 %	9.2 %

※1人1日あたり総排出量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、最終処分率は数値目標を下回ること、リサイクル率は上回ることを目指します。

（出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋、一部加筆）

表2 四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和3年9月中間見直し）における食品ロス発生量に係る目標

項目	令和2年度	令和7年度 (目標年度)
1人1日あたり 食品ロス発生量	38.5 g/人・日	約29 g/人・日 (R12年度(2030年度)までに 半減を目指す)

（出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋）

表3 四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和3年9月中間見直し）における  
生活排水処理に係る数値目標と令和5年度実績

項目	H27年度	H32(R2)年度 (中間目標年度)	令和5年度 (現状)	令和7年度 (目標年度)
公共下水道接続人口	77,182人	79,351人	80,997人	79,699人
合併処理浄化槽人口	8,812人	10,590人	11,479人	11,452人
単独処理浄化槽人口	1,928人	1,846人	1,259人	1,763人
し尿汲み取り人口	3,519人	3,362人	2,655人	3,204人

※公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口は数値目標を上回ることを、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は下回ることを目指します。

（出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋、一部加筆）

## 《具体的施策》

一般廃棄物処理基本計画について、中間見直しを実施した令和3年度から5年度までの3か年における各施策の進捗状況をまとめました。なお、各欄の評価基準は次のとおりです。

各年度の評価基準	3か年評価の基準
「◎」…実施又は実施中 (順調に進捗している)	具体的な取組において、各年度を点数化(◎3点、○2点、△1点、□0点)し、合計点を「施策の内容」事業数で除して得られた得点が、0~2.4点→「D」、2.5~5.4点→「C」、5.5~7.9点→「B」、8.0~9.0点→「A」。 例：施策内容において、「具体的施策」施策数が2つあり、1つは3か年で○、○、△もう1つが3か年で△、○、◎だった場合、合計点11点。事業数2で除すと5.5点となり、3か年評価は「B」。
「○」…実施又は実施中 (改善の余地あり)	
「△」…実施に向け準備中	
「□」…調査検討中又は未実施	

## ●ごみ処理

### 基本方針1 2Rを意識した3Rの推進

#### 【1-1 発生抑制・再使用・資源化の推進】

##### (1) 3Rに関する意識啓発活動の推進(計画書P62)

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
① 3R意識の向上のための広報活動の実施	1) 市政だよりや市HP等において3Rの取組を啓発	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして継続して啓発活動を実施することができた。				
課題	今後も継続して啓発を行い、市民の意識向上につなげる。				

##### (2) 発生抑制・再使用の更なる推進(計画書P62) 重点項目

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
① 発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施	1) リサイクルショップ・フリーマーケット活用の奨め (不要品の出品、再使用目的品の購買による再使用の推進)	○	□	◎	B (7.3点)
	2) リユース品交換制度活用の奨め (不要品の提供、利用による再使用の推進)	○	○	◎	
	3) 食品ロス削減に係る意識啓発の実施 (四街道市食べきり協力店事業、市内高等学校との連携によるイベント時の使いきり料理の販売、レシピの提供)	◎	◎	◎	
	4) 生ごみリサイクルの意識啓発の実施(生ごみ処理容器、発酵資材の提供)	○	◎	◎	

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
②発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入	1)家庭系ごみの処理手数料制度の導入	◎	◎	◎	B (6.25点)
	2)リユース品交換制度の継続、更なる充実	○	○	◎	
	3)良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入	□	□	□	
	4)フードドライブの実施	◎	◎	◎	
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に概ね取り組むことができた。</li> <li>・令和5年度には株式会社ジモティーと協定を締結し、粗大ごみの発生抑制の取組を進めることができた。</li> </ul>				
課題	良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入について、次期ごみ処理施設と一体で検討するとともに、新たな手法を模索する必要がある。				

### (3)資源化の推進（計画書P62）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①資源化の推進に繋がる意識啓発の実施	1)集団回収への協力要請	◎	◎	◎	A (8.5点)
	2)雑がみ分別の広報等	○	◎	◎	
	3)プラスチック・ビニール類の更なる減量化、再資源化への取組	○	◎	◎	
	4)公共施設での小型家電の拠点回収	◎	◎	◎	
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	リサイクル率の向上のため、今後も資源化の推進を継続していく必要がある。				

【1-2 3R推進のためのしくみづくり】

(4)発生抑制・再使用のための側面支援（計画書P63） **重点項目**

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年 評価
		R3	R4	R5	
①市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援	1)自発的活動を促進するための情報提供	◎	◎	◎	A (8.5点)
	2)生ごみ処理容器・発酵資材を配布	○	◎	◎	
②エコショップ制度の側面支援	1)牛乳パック、トレイ等の店頭回収や商品の簡易包装等を行う小売店を「エコショップ」として認定、市HPで紹介	○	○	○	B (6.0点)
③事業系ごみの分別の徹底及び資源物の自己処理の要請	1)事業系ごみの展開検査を実施し、搬入物について届出内容と相違がないか確認、不適正な搬入に対して分別指導	○	○	○	B (6.0点)
④家庭系ごみの処理手数料制度導入	1)家庭系ごみの排出を抑えるため、処理手数料制度を導入	◎	◎	◎	A (9.0点)
⑤拡大生産者責任の明確化	1)事業者の責任及び負担の明確化等について、拡大生産者責任の強化を国に要望	○	○	○	B (6.0点)
⑥リユース品の交換制度の充実	1)市HPを通じた広報	○	○	◎	B (7.0点)
⑦食べきり協力店制度の側面支援	1)市内飲食店を対象に「食べきり協力店」の募集・登録を行い、「食べ残しゼロ」を啓発	◎	○	○	B (7.0点)
⑧雑がみ分別の支援	1)雑がみを分別し排出することを周知	○	◎	◎	B (7.5点)
	2)雑がみの回収方法の検討	△	◎	◎	
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か年をとおして概ね取り組むことができた。</li> <li>・令和5年度から専用ネットによる雑がみの回収を開始したことにより、雑がみ回収量を増やすことができた。</li> </ul>				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコショップ」や「食べきり協力店」の店舗数は3か年をとおして横ばいとなっている。</li> <li>・事業系ごみ許可業者への指導件数が減少していないことから、今後も指導を継続していく必要がある。</li> </ul>				

(5) 資源化のための側面支援（計画書P63）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年 評価
		R3	R4	R5	
① 広報手法や広報媒体の充実	1) ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信	◎	◎	◎	A (8.5点)
	2) 「さんあ〜る」ウェブ版の配信	◎	◎	◎	
	3) 「さんあ〜る」外国語版(4か国語)を掲載	◎	◎	◎	
	4) プレスリリースの実施 ※令和3年度は新型コロナウイルスの影響で事業の実施無し。	△	◎	◎	
② 使用済みインクカートリッジの回収	1) 市役所フロアに使用済みインクカートリッジ回収箱を設置	◎	◎	◎	A (9.0点)
③ 廃乾電池の拠点回収の試行実施	1) 市役所廃棄物対策課にて廃乾電池を回収	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	今後も継続して転入者等に対して分別区分の周知を行っていく必要がある。				

## 基本方針2 市民・事業者・行政の協働

### 【2-1 市民の取組】

#### (6) 循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①もったいない意識を常に心がける	1) 3キリ(食材の使いきり、食べきり、水きり)について広報	◎	◎	◎	A (9.0点)
	2) フードドライブの実施	◎	◎	◎	
②ごみ減量化、資源化等環境問題に関心を持つ	1) 生涯学習まちづくり出前講座を活用したごみ減量化・資源化等に関する講座、見学会等の実施 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により出前講座及び体験学習会を行わなかったため、クリーンセンター見学会の項目で評価を実施	◎	◎	○	A (8.5点)
	2) 小学校の授業での「ごみの減量と分別講座」の実施	◎	◎	◎	
③市民団体の生ごみ堆肥化事業等への参加	1) 生ごみの堆肥化に関心を持ってもらうため、講習会の開催及び生ごみ処理容器・発酵資材を配布	○	◎	◎	A (8.0点)
評価	3か年をとおして概ね取り組むことができた。				
課題	今後も出前講座等を継続して実施し、市民の意識啓発を図っていく。				

(7) 分別排出への協力（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①分別を徹底し、異物混入を防止	1) 分別が不十分な集積所の排出ごみについて、違反シールを貼付し、分別徹底を促す	○	○	○	B (6.0点)
②雑がみを資源化するための分別の徹底	1) 雑がみを分別し排出することを周知	○	◎	◎	
	2) 雑がみの回収方法の検討	△	◎	◎	B (7.5点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か年をとおして継続して取り組むことができた。</li> <li>・ 令和5年度から専用ネットによる雑がみの回収を開始したことにより、雑がみ回収量を増やすことができた。</li> </ul>				
課題	違反シールの貼付による不適切排出の指導数は減少していないため、今後も分別の徹底を啓発していく必要がある。				

(8) 不法投棄防止への協力（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力	1) 不法投棄禁止看板の設置	○	○	◎	B (7.3点)
	2) 不法投棄のパトロール	○	◎	◎	
	3) 市民や自治会、他部署からの通報を受けての現地確認	○	○	◎	
評価	3か年をとおして概ね取り組むことができた。				
課題	不法投棄は発生しているため、今後も継続して不法投棄防止の取組を行っていく必要がある。				

【2-2 事業者の取組】

(9) 自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施	1) 多量排出者に該当する者等がいた場合における減量化、資源化計画の策定及び提出の指示	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして該当者はいなかった。				
課題	該当者がいた場合は減量化、資源化計画の策定及び提出の指示を行っていく。				

(10) 拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売	1) 事業者の責任及び負担の明確化等について、拡大生産者責任の強化を国に要望	○	○	○	B (6.0点)
評価	3か年をとおして全国都市清掃会議を通じ、継続して要望を行った。				
課題	拡大生産者責任の強化は、今後も継続して全国都市清掃会議を通じて国に要望を行う。				

(11)環境保全・資源保全に関する取組の公表（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①環境保全・資源保全に関する取組の公表	1)牛乳パック、トレイ等の店頭回収や商品の簡易包装等を行う小売店を「エコショップ」として認定、市HPで紹介	○	○	○	A (6.5点)
	2)市内飲食店を対象に「食べきり協力店」の募集・登録を行い、「食べきりゼロ」を啓発	◎	○	○	
評価	3か年をとおして概ね取り組むことができた。				
課題	「エコショップ」や「食べきり協力店」の店舗数は3か年をとおして横ばいとなっているため、店舗数の拡大及び、既存店舗に対し取組の協力を依頼していく必要がある。				

【2-3 行政の取組】

(12)本計画の基本理念及び基本方針の周知（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①ごみ処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動	1)基本理念及び基本方針を市HPで紹介	◎	◎	◎	A (9.0点)
②拡大生産者責任の働きかけを行う	1)事業者の責任及び負担の明確化等について、拡大生産者責任の強化を国に要望	○	○	○	B (6.0点)
③出前講座等による市民・事業者への啓発活動	1)生涯学習まちづくり出前講座を活用したごみ減量化・資源化等に関する講座、見学会等の実施 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により出前講座及び体験学習会を行わなかったため、クリーンセンター見学会の項目で評価を実施	◎	◎	○	A (8.5点)
	2)小学校の授業での「ごみの減量と分別講座」の実施	◎	◎	◎	
評価	3か年をとおして概ね取り組むことができた。				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大生産者責任の強化は、今後も継続して全国都市清掃会議を通じて国に要望を行う。</li> <li>・ 今後も出前講座等を継続して実施し、市民の意識啓発を図っていく。</li> </ul>				

(13) 計画達成のための具体的施策等の実践（計画書P64）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年 評価
		R3	R4	R5	
①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流を通して情報の共有を行い、実践事例等を市HPや産業まつりにおいて紹介	1)ごみ削減の実践動画を市HP等に公開	○	◎	◎	A (8.0点)
	2)食品ロス削減のため、食材使いきりレシピの募集及び応募作品の公開	◎	○	◎	
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	今後も継続して、市民のごみ減量意識の啓発を図る必要がある。				

## 基本方針3 適正処理の構築

### 【3-1 収集・運搬の検討】

#### (14) 状況の変化に対応した収集・運搬の検討（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討	1) 戸別収集を実施している自治体を参考に、課題や問題点等について調査研究を実施	□	□	□	D (0.0点)
②粗大ごみの処理券の導入の検討	1) 粗大ごみの処理手数料を「納付書方式」から事前に処理券を購入する「シール券方式」に変更することで、滞納を防ぐなど効率的な業務管理の実施に向けた検討	◎	◎	◎	A (9.0点)
③プラスチック・ビニール類の一括回収	1) 令和4年4月施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく、プラスチック・ビニール類の一括回収の実施検討	□	○	◎	C (5.0点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度より粗大ごみ処理手数料を「シール券方式」に変更した。</li> <li>製品プラスチックの一部を、令和5年度に「プラスチック・ビニール類」として収集することを決定した。（令和6年10月より収集を開始）</li> </ul>				
課題	引き続き、効率的・効果的な収集運搬体制等を継続して検討していく必要がある。				

#### (15) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施（計画書 P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①低公害型車両の導入誘導	1) 収集業者に対する低公害型車両導入の推奨 ※マイルドハイブリッド収集車両の使用	◎	○	○	B (7.0点)
評価	3か年をとおして低公害車の導入の協力・要請を継続して行った。				
課題	要請は継続しているが台数の推移は横ばいのため、今後も継続して要請を行う必要がある。				

【3-2 中間処理施設の整備】

(16)新ごみ処理施設の整備の検討（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定	1)ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	D (0.0点)
②次期ごみ処理施設の基本計画策定	1)ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	D (0.0点)
評価	継続して整備手法の検討を行った。				
課題	引き続き次期ごみ処理施設の整備計画を進めていく必要がある。				

(17)エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①エネルギー回収型廃棄物処理施設(次期ごみ処理施設)の整備	1)ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	D (0.0点)
②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施	1)ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	D (2.0点)
評価	継続して整備手法の検討を行った。				
課題	引き続き次期ごみ処理施設の整備計画を進めていく必要がある。				

(18) マテリアルリサイクル推進施設の整備（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
① マテリアルリサイクル推進施設（破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備	1) ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	□	□	□	D (0.0点)
評価	継続して整備手法の検討を行った。				
課題	引き続き次期ごみ処理施設の整備計画を進めていく必要がある。				

【3-3 最終処分への検討】

(19) 最終処分量の減量化の検討（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
① 焼却残渣の取扱について検討	1) 現在、県外の自治体に搬出し、埋立て最終処分をしている焼却灰について、再生資材等として有効利用を行う事業者等の把握	□	◎	◎	A (6.0点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か年をとおして継続して取組を行った。</li> <li>・ 令和5年度に事業者と契約を締結し、焼却残渣の再資源化を開始することができた。</li> </ul>				
課題	今後も焼却残渣の再資源化に努め、最終処分量の減量化を進めていく必要がある。				

(20) 最終処分方法の検討（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①災害廃棄物の最終処分対応について検討	1)平成29年度策定「四街道市災害廃棄物処理計画」における、木くず、金属くず、コンクリート片の再使用・再利用・再資源化についての検討	□	○	○	C (4.0点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か年をとおして継続して取り組みを実施した。</li> <li>・令和4年度に市内に事業所を有する民間事業者と災害時における協力体制に関する協定を締結し、体制の強化を図ることができた。</li> </ul>				
課題	引き続き災害時に備えた体制の整備を図っていく必要がある。				

【3-4 適正な事業経営の推進】

(21) ストックマネジメント体制の整備（計画書P65）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①ストックマネジメント体制の整備	1)ごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法の検討	□	□	□	D (0.0点)
評価	継続して整備手法の方針について検討を行った。				
課題	引き続き次期ごみ処理施設の整備計画を進めていく必要がある。				

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針1「2Rを意識した3Rの推進」、基本方針2「市民・事業者・行政の協働」における施策では、十分取り組むことができた。</li> <li>・基本方針3「適正処理の構築」では、3か年評価がDとなった施策が12施策のうち7施策となっており、これは次期ごみ処理施設の施設整備について進捗が無かったことに起因している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続してごみの減量化・資源化を進めていくためには、今後も住民に周知を行い、分別排出を徹底していく必要がある。</li> <li>・基本方針3「適正処理の構築」については、次期ごみ処理施設の整備手法の最終的な方針を決定し、ごみ処理システムを再構築する必要がある。</li> <li>・事業者に対しては、適正な排出及び、環境に配慮した収集・運搬を行うよう継続して指導を行う必要がある。</li> </ul>

## ●生活排水処理

### 基本方針 1 生活排水処理の推進

#### 【1-1 公共下水道の普及】

##### (1) 経済的助成制度（計画書P87）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年 評価
		R3	R4	R5	
①公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、「四街道市水洗便所改造資金助成条例」の周知を働きかける	1) 水洗便所改造資金の助成の実施	□	◎	◎	B (6.0点)
評価	3か年をとおして継続して取り組んだが、助成対象者はいなかった。				
課題	現在対象者がいないが、今後も継続して周知を働きかける必要がある。				

##### (2) 水環境の保全意識の向上（計画書P87）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年 評価
		R3	R4	R5	
①公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動を通して呼びかける	1) 下水道の適正な利用と公共下水道未接続の世帯に対する接続の啓発活動の実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	今後も継続して啓発活動を実施し、水環境の保全意識の向上を図る必要がある。				

## 【1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及】

### (3) 経済的助成制度の周知（計画書P87）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽への転換設置を誘導するため、「四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱」に基づき、転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける	1) 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、補助要件を満たす高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する世帯に対して補助金を交付	○	◎	◎	A (8.0点)
評価	3か年をとおして継続して取り組み、交付件数を増やすことができた。				
課題	今後も継続して経済的助成制度の活用を働きかける必要がある。				

### (4) 水環境の保全意識の向上（計画書P87）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動を通して呼びかける	1) 市窓口等で啓発リーフレット等を配布し、市政だよりや市HPに啓発記事を掲載するなど啓発活動を実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
	2) 宅地開発業者に高度処理型合併処理浄化槽の設置を指導	◎	◎	◎	
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か年をとおして、啓発活動を継続して実施できた。</li> <li>・ 開発業者に対して高度処理型合併処理浄化槽の設置の要請を継続して実施できた。</li> </ul>				
課題	今後も継続して高度処理型合併処理浄化槽の普及に努め、水環境の保全意識の向上を図る必要がある。				

## 基本方針2 市民・事業者・行政の協働

### 【2-1 市民の取組】

#### (5) 循環型社会のライフスタイルへの転換（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める	1) 家庭における浄化槽の適切な維持管理を周知	○	◎	◎	A (8.0点)
②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷軽減に努める	1) 簡単に実践可能な生活排水対策を、市HPにおいて紹介	◎	◎	◎	A (9.0点)
③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力	1) 市内各地域で行われる河川清掃等の環境美化活動への協力	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして生活排水対策を実施することができた。				
課題	今後も継続して取組を実施し、水環境の保全に努める必要がある。				

#### (6) 生活排水対策の実施（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、生活排水対策に努める	1) 合併処理浄化槽の設置や、浄化槽の適切な維持管理について、チラシ等を活用した広報活動の実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
	2) 市政だよりや市産業まつりにおいて、公共下水道未接続の世帯に対する接続の啓発活動を実施	◎	◎	◎	
評価	3か年をとおして啓発活動を行い、生活排水対策を実施することができた。				
課題	今後も継続して取組を実施し、生活排水対策に努める必要がある。				

【2-2 事業者の取組】

(7) 自己処理の原則に基づく適正処理（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減	1)市内（公共下水道供用開始区域外）に事業所の建設を予定している事業者に対し、雑排水等の処理には高度処理型合併処理浄化槽を用いるよう協力を要請	○	◎	◎	A (8.0点)
評価	継続して高度処理型合併処理浄化槽設置の協力を要請できた。				
課題	今後も継続して高度処理型合併処理浄化槽を用いるよう協力を要請していく必要がある。				

(8) 環境保全・資源保全意識の向上（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上	1)市内（公共下水道供用開始区域外）で使用済自動車の解体業を行う予定の事業者に対し、汚濁物質削減への協力を要請	○	◎	◎	A (8.0点)
②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力	1)市内各地域で、事業者による河川清掃等の環境美化活動を実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	今後も継続して取り組みを行い、環境保全意識の向上に努める必要がある。				

## 【2-3 行政の取組】

### (9) 本計画での基本理念及び基本方針の周知（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動	1) 基本理念及び基本方針を市政だよりや市HPにおいて周知	○	○	◎	C (5.0点)
	2) 印旛沼流域環境・体験フェアに参加し、四街道市ブースでPRを実施	△	△	△	
②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供	1) 市HPにおいて市の環境（生活排水を含む）に関する情報を提供	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして生活排水処理に関する情報提供について取り組むことができた。 ※印旛沼流域環境・体験フェアは新型コロナウイルスの影響により実施されず				
課題	今後も継続して生活排水処理に関する情報提供を行っていく必要がある。				

### (10) 計画達成のための施策等の決定（計画書P88）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①各種施策の実施計画の策定及び予算の確保	1) 生活排水処理実施計画の策定	◎	◎	◎	A (8.5点)
	2) 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金の予算確保等を実施	○	◎	◎	
評価	3か年をとおして継続して取り組むことができた。				
課題	今後も継続して取組を継続していく必要があります。				

## 基本方針3 適正維持管理の推進

### 【3-1 適正な収集・運搬体制の維持】

#### (11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持（計画書P89）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持	1) 市内で発生するし尿量及び浄化槽汚泥量と収集・運搬業者の収集能力を比較検討し、適正な体制を維持	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	浄化槽清掃業などの許可更新時に検証を行い、3か年をとおして適正な収集・運搬体制を維持することができた。				
課題	今後も継続して汚泥発生量及び収集量を考慮した適正な収集・運搬体制の維持に努める必要がある。				

#### (12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施（計画書P89）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上	1) 許可業者の作業計画を分析し、収集・運搬効率の最適化	○	○	◎	B (7.0点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か年をとおして取り組むことができた。</li> <li>・ 浄化槽清掃業などの許可更新時に事業計画の精査を実施した。</li> <li>・ 収集車の更新時には環境に配慮した低公害型車両の導入を検討するよう依頼した。</li> </ul>				
課題	今後も継続して環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上に努める必要がある。				

### 【3-2 中間処理施設の適正管理】

#### (13) 浄化槽の適正な維持管理の推進（計画書P89）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進	1) 市HP等において、法令により定められている浄化槽の検査や清掃について広報を実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理を推進することができた。				
課題	今後も継続して設置者の責務等について周知を行い、浄化槽の適正な維持管理の推進に努める必要がある。				

(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進（計画書P89）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全	1)汚泥を活用した肥料を市民農園等に配布し、再生汚泥の循環を実施	◎	◎	◎	A (9.0点)
②受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の量に適正に対応）	1)(14)-①の施策により、肥料の供給先を確保	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か年をとおして、し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理を推進することができた。</li> <li>・汚泥を活用した再生肥料の配布と供給先の確保に努めることができた。</li> </ul>				
課題	肥料の配布などをとおして、今後も継続してし尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理を推進していく必要がある。				

(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理（計画書P89）

施策内容	具体的な取組	各年度の評価			3か年評価
		R3	R4	R5	
①公共広域下水道処理施設の適正な維持管理	1)下水道の適正な維持管理を、市HP等において周知	◎	◎	◎	A (9.0点)
評価	3か年をとおして公共広域下水道施設の適正な維持管理についての周知を行った。				
課題	今後も継続して取組を実施し、公共広域下水道施設の適正な維持管理を推進していく必要がある。				

総合評価	一部新型コロナウイルスの影響で実施できていない取組があるが、全体では3か年をとおして十分取り組むことができている。				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して各施策を取り組んでいくことにより、適正な生活排水処理を推進する必要がある。</li> <li>・△となっている取組については、新型コロナウイルスの影響もあり体験フェアが未開催であった事が要因であり、今後は開催に合わせ取組みを実施していくことが必要である。</li> </ul>				

## 《指標》

一般廃棄物処理基本計画について、平成27年度から令和5年度までの9か年における各指標の進捗状況をまとめました。なお、指標の評価基準は次のとおりです。

### 3か年評価の基準

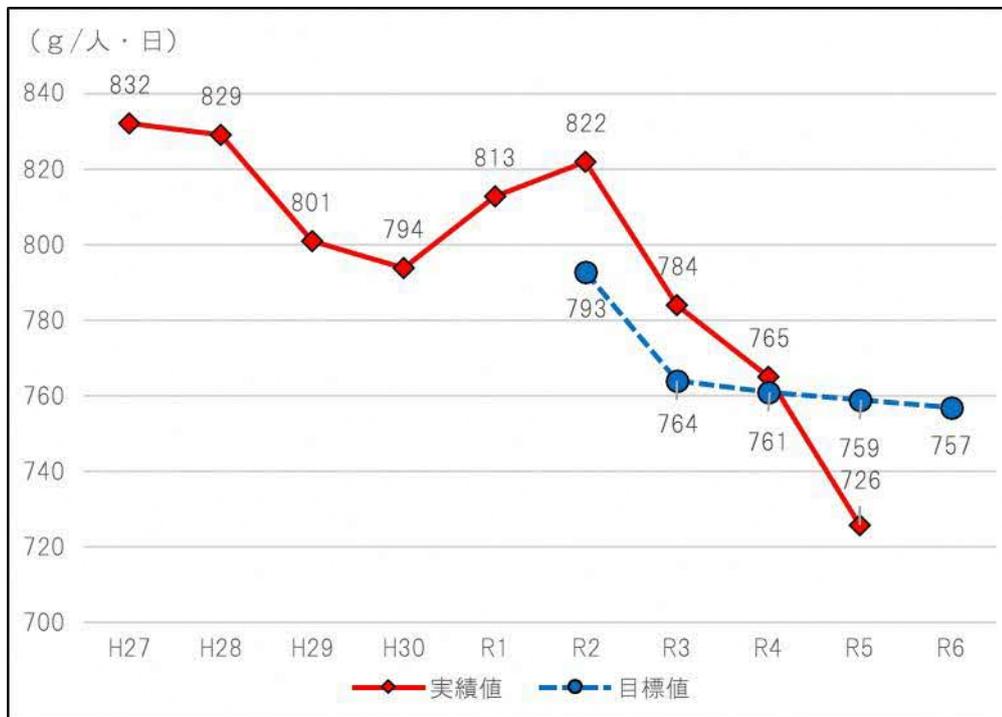
各数値目標において、目標数値に対する進捗状況を以下のとおり評価を行う。

A：数値目標に達している、B：数値目標に達していないが、目標年度の数値に近づいている、C：数値目標に達しておらず、横ばいである、D：数値目標に達しておらず、目標年度の数値から遠ざかっている

## ●ごみ処理

評価指標	1人1日あたり総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）（単位：グラム）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	793	764	761	759	757	755
実績	832	829	801	794	813	822	784	765	726	-	-

グラフ



評価分析

A

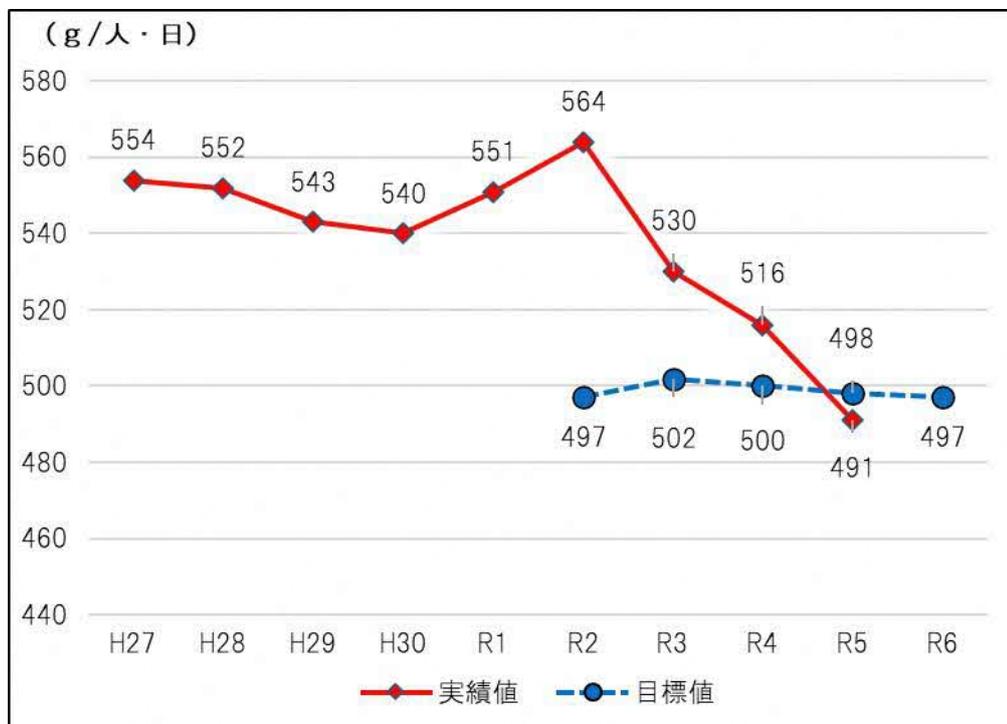
- ・1人1日あたり総排出量は、令和2年度をピークに減少している。
- ・令和4年度までは目標値に達していないものの、令和5年度では、目標値を達成できている。
- ・目標値を達成した要因としては、市民のごみ減量意識の高まりや、本市で令和2年9月から導入された家庭系ごみ処理手数料制度によるものであると考えられる。

課題

今後も継続して低い水準で推移するよう、引き続きごみ減量や分別排出の徹底を行うとともに、市は周知啓発を行っていく必要がある。

評価指標	1人1日あたり家庭系ごみ排出量（単位：グラム）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	497	502	500	498	497	495
実績	554	552	543	540	551	564	530	516	491	-	-

グラフ



評価分析

A

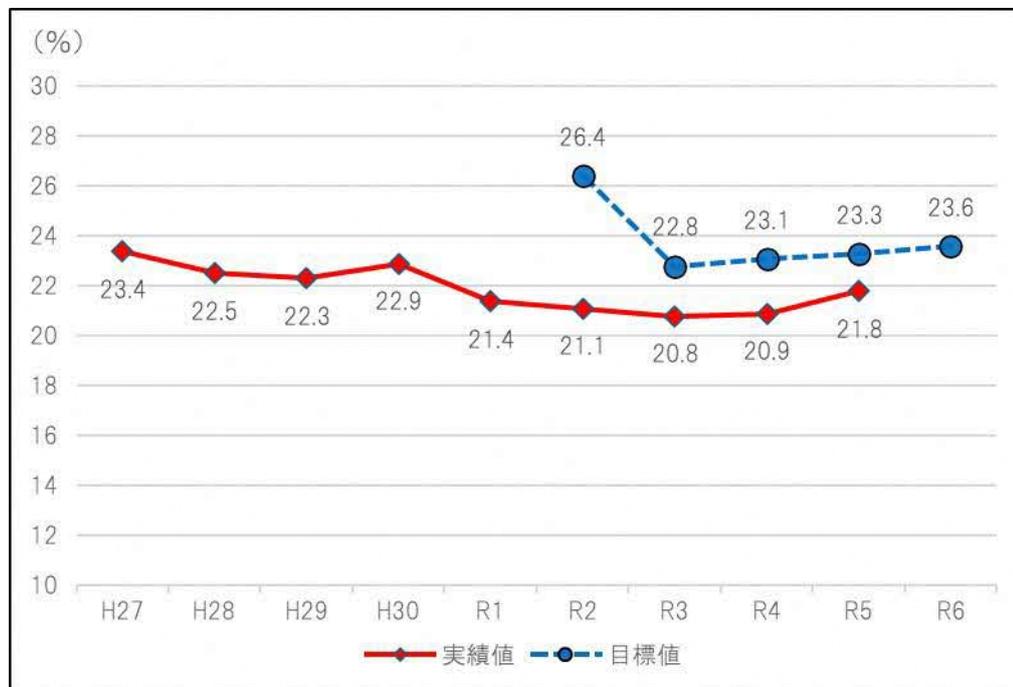
- ・ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、令和2年度をピークに減少している。
- ・ 令和5年度では目標値を達成できている。
- ・ 要因としては、市民のごみ減量意識の高まりや、本市で令和2年9月から導入された家庭系ごみ処理手数料制度によると考えられる。

課題

今後も継続して低い水準で推移するよう、引き続きごみ減量や分別排出の徹底を行うとともに、周知啓発を行っていく必要がある。

評価指標	リサイクル率（単位：％）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	26.4	22.8	23.1	23.3	23.6	23.9
実績	23.4	22.5	22.3	22.9	21.4	21.1	20.8	20.9	21.8	-	-

グラフ



評価分析

B

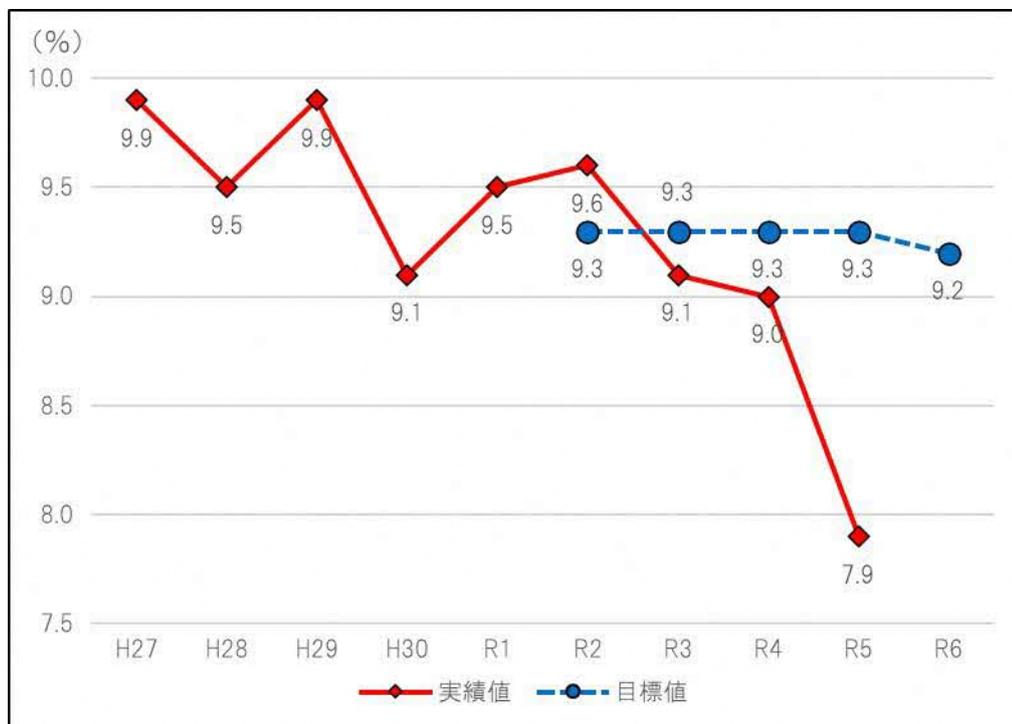
- ・リサイクル率は、ほぼ横ばいに推移しているが、令和5年度では令和4年度から0.9%向上した。
- ・リサイクル率向上の要因として市民のごみの分別・リサイクル意識の高まりと、これまで埋め立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことによるものと考えられる。
- ・しかし、令和5年度時点では、目標値が23.3%であったのに対し実績が21.8%となり、目標値を達成できていない。

課題

目標値の達成に向けて、より一層徹底した分別排出とごみの資源化を、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要がある。

評価指標	最終処分率（単位：％）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	9.3	9.3	9.3	9.3	9.2	9.2
実績	9.9	9.5	9.9	9.1	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	-	-

グラフ



評価分析

A

最終処分率は、令和2年度をピークに減少に転じている。  
 ・令和5年度では、目標値を大きく下回り、数値目標を達成した。  
 ・達成した要因として、市民のごみの分別・リサイクル意識の高まりと、これまで埋立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことによるものと考えられる。

課題

- ・リサイクル率を向上させることは最終処分率の低下につながるため、ごみの分別排出を徹底し、資源化を進めていく必要がある。
- ・今後も継続して焼却残渣の一部を再資源化していく必要がある。

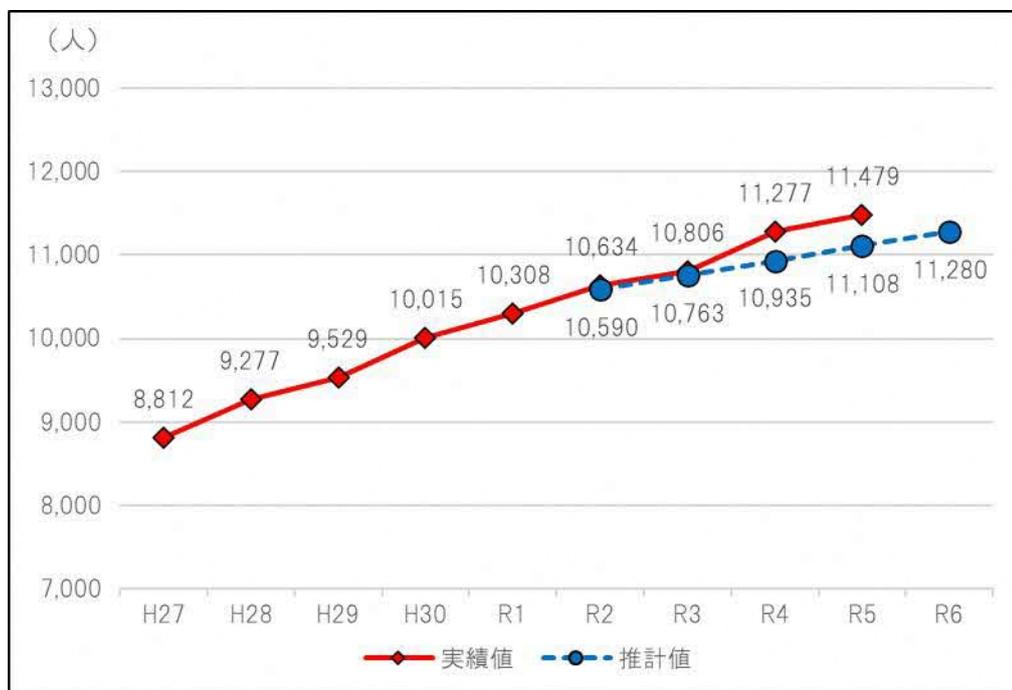
<p style="text-align: center;"><b>総合評価</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民のごみ減量への意識が向上したことにより、1人1日あたり総排出量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量及び最終処分率については減少しながら推移し、令和5年度において目標を達成できている。</li> <li>・ リサイクル率については、令和5年度において令和4年度から0.9%向上したものの、いずれの年度においても目標を達成できていない状況にある。</li> <li>・ 千葉県のア平均（令和4年度：22.6%）とほぼ同じ水準にあるが、目標の達成のためには更なる努力が必要である。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1日あたり総排出量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量は引き続き低い水準で推移するよう、継続して市民・事業者にごみ減量への協力を呼びかける必要がある。</li> <li>・ またリサイクル率は目標の達成に向けて、資源化への意識を向上させ、ごみの分別を徹底していく必要がある。</li> </ul>

## ●生活排水処理

評価指標	公共下水道接続人口（単位：人）																																											
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																	
目標	-	-	-	-	-	79,351	79,421	79,490	79,560	79,629	79,699																																	
実績	77,182	77,402	77,781	78,334	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997	-	-																																	
グラフ	<table border="1"> <caption>公共下水道接続人口の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値 (人)</th> <th>目標値 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>77,182</td><td>-</td></tr> <tr><td>H28</td><td>77,402</td><td>-</td></tr> <tr><td>H29</td><td>77,781</td><td>-</td></tr> <tr><td>H30</td><td>78,334</td><td>-</td></tr> <tr><td>R1</td><td>79,282</td><td>-</td></tr> <tr><td>R2</td><td>79,567</td><td>79,351</td></tr> <tr><td>R3</td><td>80,759</td><td>79,421</td></tr> <tr><td>R4</td><td>80,951</td><td>79,490</td></tr> <tr><td>R5</td><td>80,997</td><td>79,560</td></tr> <tr><td>R6</td><td>-</td><td>79,629</td></tr> </tbody> </table>											年度	実績値 (人)	目標値 (人)	H27	77,182	-	H28	77,402	-	H29	77,781	-	H30	78,334	-	R1	79,282	-	R2	79,567	79,351	R3	80,759	79,421	R4	80,951	79,490	R5	80,997	79,560	R6	-	79,629
年度	実績値 (人)	目標値 (人)																																										
H27	77,182	-																																										
H28	77,402	-																																										
H29	77,781	-																																										
H30	78,334	-																																										
R1	79,282	-																																										
R2	79,567	79,351																																										
R3	80,759	79,421																																										
R4	80,951	79,490																																										
R5	80,997	79,560																																										
R6	-	79,629																																										
評価分析	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道接続人口は増加傾向にある。</li> <li>・令和5年度では、目標値の79,560人に対し実績値が80,997人となった。</li> </ul>																																										
課題	<p>今後も継続して公共下水道整備区域内の水洗化率向上を推進し、公共下水道接続人口の増加に努める必要がある。</p>																																											

評価指標	合併処理浄化槽人口（単位：人）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	10,590	10,763	10,935	11,108	11,280	11,452
実績	8,812	9,277	9,529	10,015	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	-	-

グラフ



評価分析

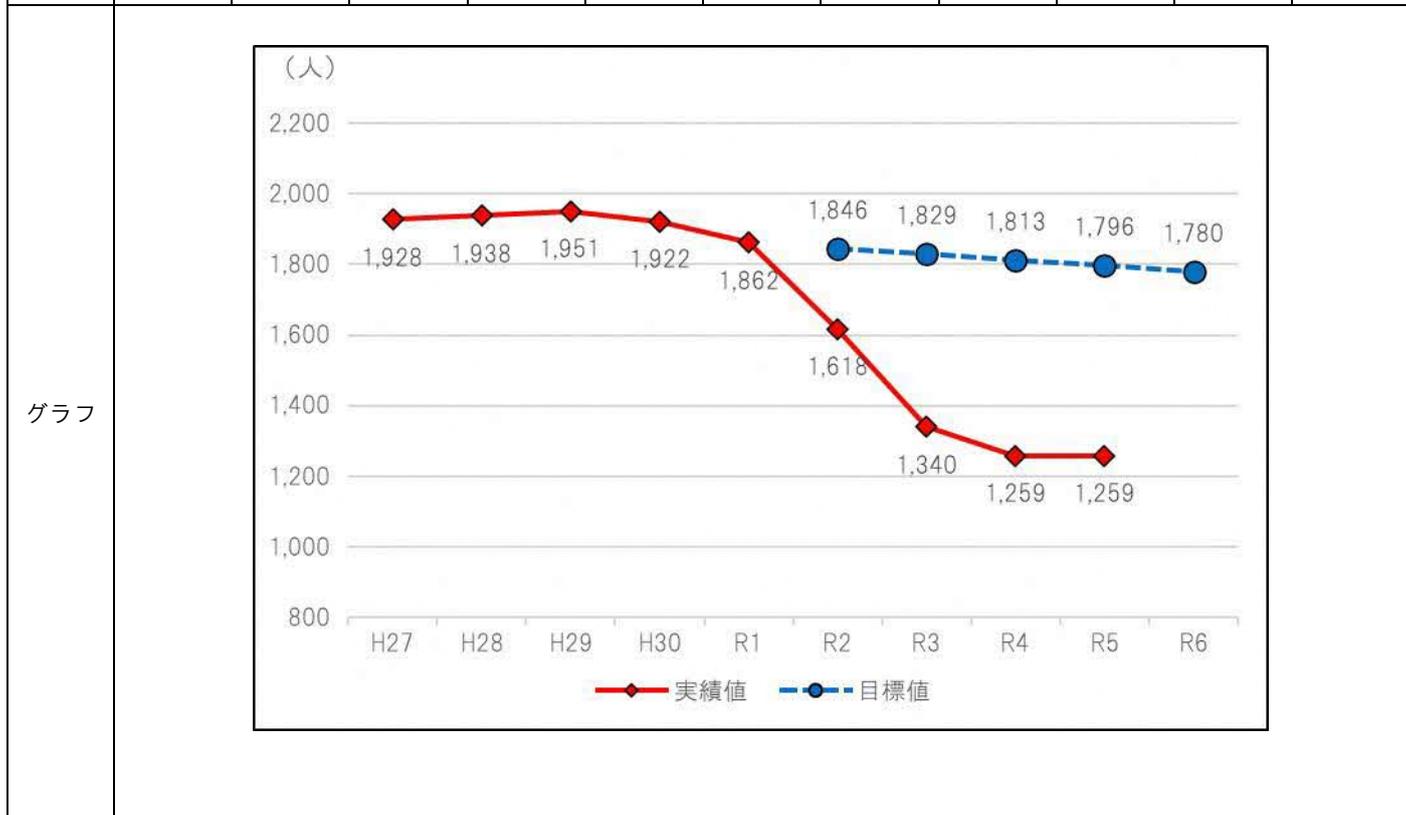
A

- ・ 合併処理浄化槽人口は増加傾向にある。
- ・ 令和5年度では、目標値の11,108人に対し実績が11,479人となった。

課題

- ・ 継続して公共下水道未接続区域では、単独処理浄化槽からの転換を促す必要がある。
- ・ 適正な維持管理（法定検査、清掃）の徹底を継続する必要がある。

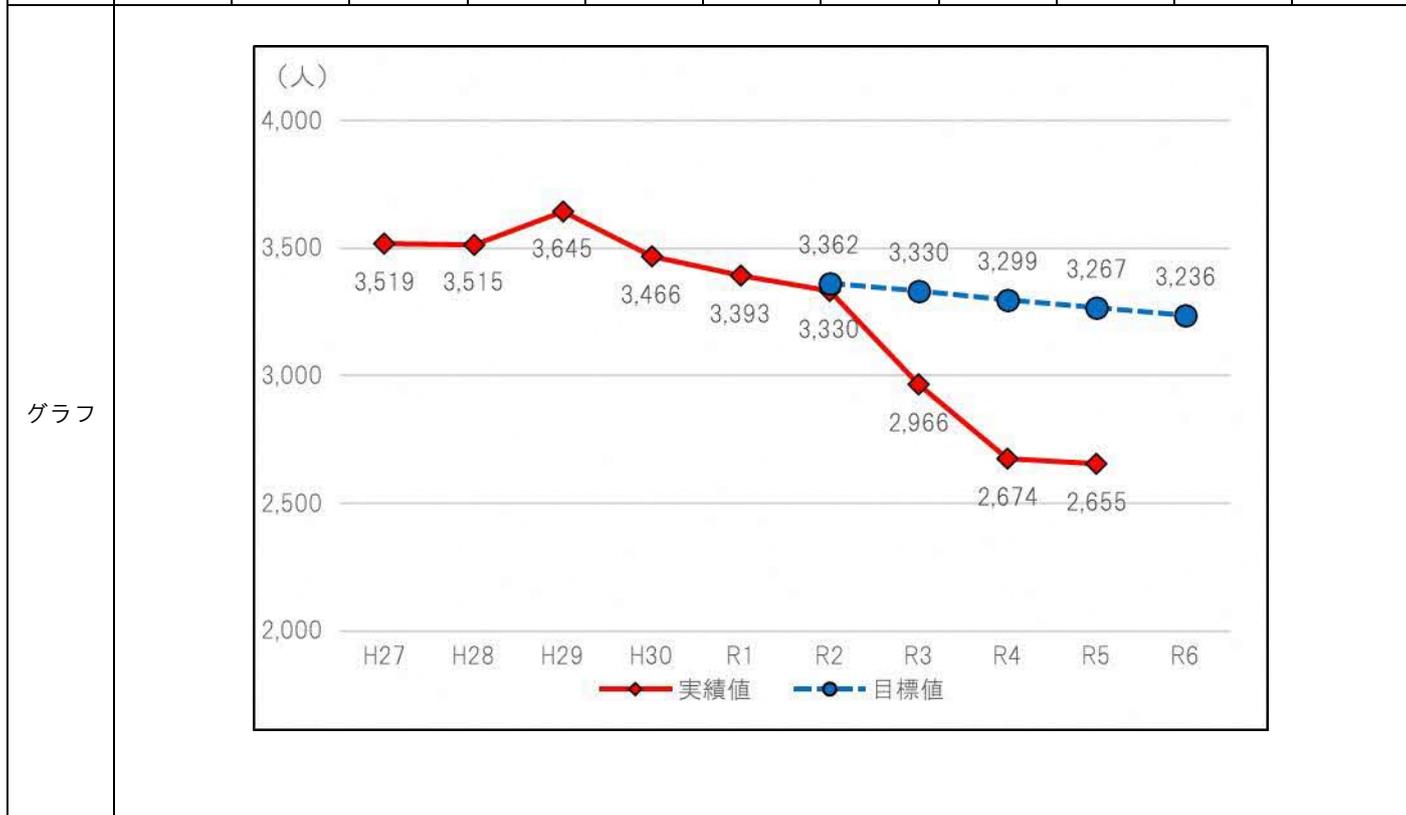
評価指標	単独処理浄化槽人口（単位：人）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	1,846	1,829	1,813	1,796	1,780	1,763
実績	1,928	1,938	1,951	1,922	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	-	-



評価分析	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独処理浄化槽人口は、ほぼ横ばいで推移していたが、令和元年以降大きく減少し、目標値を達成している。</li> <li>・ 令和5年度では、目標値の1,796人に対し実績が1,259人となった。</li> </ul>
------	---	--

課題	<p>目標値は達成しているが、令和4年度から令和5年度にかけて変化が見られない等、今後も継続して合併処理浄化槽への転換を促していく必要がある。</p>
----	---

評価指標	し尿汲み取り人口（単位：人）										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-	-	-	-	-	3,362	3,330	3,299	3,267	3,236	3,204
実績	3,519	3,515	3,645	3,466	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	-	-



評価分析	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿汲み取り人口は、令和2年度以降大きく減少し、その後も減少傾向にある。</li> <li>・令和5年度では、目標値の3,267人に対し実績が2,655人となった。</li> </ul>
------	---	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値は達成しているが、令和4年度から令和5年度にかけてほぼ横ばいで推移している。</li> <li>・今後も継続して、下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を促す必要がある。</li> </ul>
----	--

総合評価	本市では、生活排水処理率が令和5年度実績で95.9%と、目標としていた94.8%を上回り適正に処理ができているといえる。
------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度では単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口からの下水道への接続、合併処理浄化槽への転換の数値がほぼ横ばいであった。</li> <li>・今後も下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をより一層促す必要がある。</li> <li>・合併処理浄化槽については、適正な維持管理（法定検査、清掃）を徹底する必要がある。</li> </ul>
----	---



# 四街道市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）

## 1. 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 1.1 計画の目的

- ・四街道市（以下、「本市」という。）においては、平成 28 年度に令和 7 年度を最終年度とする「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）の策定を行い、令和 3 年度に中間見直しを実施した。
- ・常に変化する廃棄物を取り巻く環境や社会情勢等に対応していくため、「ごみ処理基本計画」「食品ロス削減推進計画」「生活排水処理基本計画」の 3 つを柱とし、令和 8 年度を始期とする一般廃棄物処理基本計画（以下、「新計画」という。）を策定し、進捗管理を行う。
- ・なお、この計画は本市のごみ処理及び生活排水処理について、長期的視点からの基本方針及び具体的な施策等を明らかにし、一般廃棄物処理事業を円滑に推進していくことを目的に策定するものである。

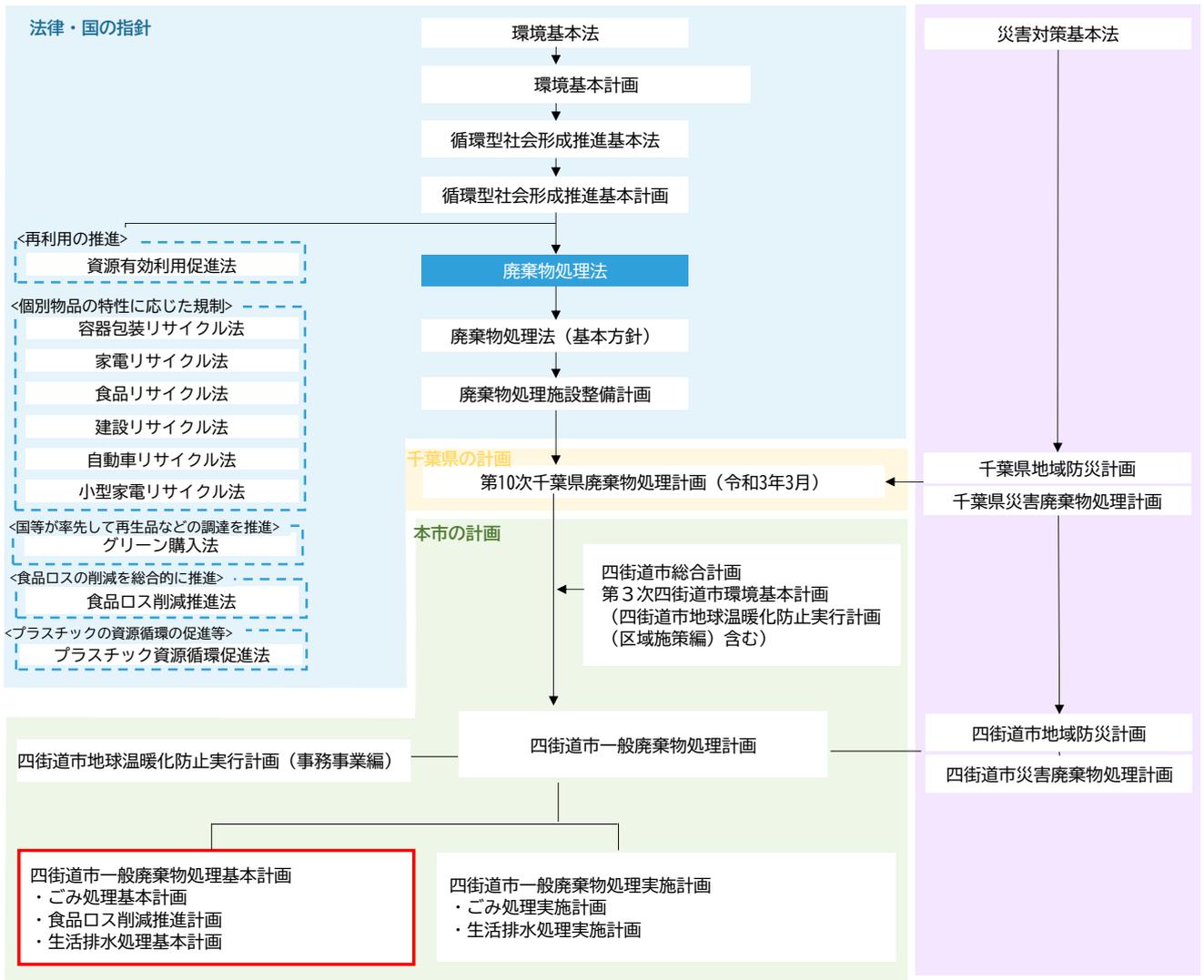
### 1.2 計画目標年度

新計画は、令和 8 年度から 10 年間の計画とし、中間目標年度を令和 12 年度、計画目標年度を令和 17 年度とする。



### 1.3 計画の位置付け

- ・この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、関連する法律、国や県等の関連計画と整合を図りながら策定するものである。
- ・新計画の位置付けを図 1 に示す。



(参考) ごみ処理基本計画策定指針に加筆修正

図1 新計画の位置付け

## 2. 市の現状と課題

---

### 【本市について】

- ・人口について
- ・変化する環境・情勢等への対応 など

### 【ごみ処理について】

- ・リサイクル率について
- ・最終処分について など

### 【食品ロス削減について】

食品ロスについては令和7年1月に調査を行った。調査結果等については次回の委員会で示すこととする。

### 【生活排水処理について】

- ・生活排水処理率について
- ・合併処理浄化槽への転換について など

### 3. ごみ処理基本計画

#### 3.1 基本理念・基本方針

- ・前計画では、ものを大切に使い、ごみの発生を抑える(Reduce リデュース)、今あるものを繰り返し使う(Reuse リユース)、資源をもう一度原料として使う(Recycle リサイクル)の3 Rを中心に市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、協働して取り組んできた。
- ・新計画においては、3 Rに加え、ごみとなるものの受け取りを断る(Refuse リフューズ)を加え、さらなる減量化を目指すこととする。
- ・基本理念については、前計画を引き継ぎ、(案)「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ」を目指し、基本方針を次のとおりとする。

(案) 循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、  
環境にやさしいまちの実現へ  
～サブタイトルがここに入ります～

- 基本方針 1 (案) 発生抑制 (Reduce) の推進
- 基本方針 2 (案) 再使用 (Reuse) の推進
- 基本方針 3 (案) 再資源化 (Recycle) の推進
- 基本方針 4 (案) 発生回避 (Refuse) の推進
- 基本方針 5 (案) 適正処理の構築

#### 3.2 目標

### 3.3 計画実現への取組

さらなるごみの減量化・資源化を目指して、計画実現のため市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していく。

基本理念	(案) 循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ			
	<p data-bbox="564 432 1134 465">基本方針1 (案) 発生抑制 (Reduce) の推進</p> <table border="1" data-bbox="496 495 1206 703"><tr><td data-bbox="496 495 1206 568"></td></tr><tr><td data-bbox="496 568 1206 642"></td></tr><tr><td data-bbox="496 642 1206 703"></td></tr></table>			
	<p data-bbox="587 736 1112 770">基本方針2 (案) 再使用 (Reuse) の推進</p> <table border="1" data-bbox="496 799 1206 1008"><tr><td data-bbox="496 799 1206 873"></td></tr><tr><td data-bbox="496 873 1206 947"></td></tr><tr><td data-bbox="496 947 1206 1008"></td></tr></table>			
	<p data-bbox="560 1041 1139 1075">基本方針3 (案) 再資源化 (Recycle) の推進</p> <table border="1" data-bbox="496 1104 1206 1312"><tr><td data-bbox="496 1104 1206 1178"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1178 1206 1252"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1252 1206 1312"></td></tr></table>			
	<p data-bbox="564 1346 1134 1379">基本方針4 (案) 発生回避 (Refuse) の推進</p> <table border="1" data-bbox="496 1408 1206 1617"><tr><td data-bbox="496 1408 1206 1482"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1482 1206 1556"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1556 1206 1617"></td></tr></table>			
	<p data-bbox="633 1650 1066 1684">基本方針5 (案) 適正処理の構築</p> <table border="1" data-bbox="496 1713 1206 1921"><tr><td data-bbox="496 1713 1206 1787"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1787 1206 1861"></td></tr><tr><td data-bbox="496 1861 1206 1921"></td></tr></table>			

## 4. 食品ロス削減推進計画

### 4.1 基本理念・基本方針

本市では、食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス発生量の削減に努めてきた。新計画においても引き続き、食品ロス発生量の削減を進めるため、以下のとおり基本理念及び基本方針を定める。

(案) 食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ  
～サブタイトルがここに入ります～

基本方針1 (案) 食品ロス削減に係る普及啓発

基本方針2 (案) 食品ロス削減に係る仕組みの構築

基本方針3 (案) 循環利用の推進

### 4.2 目標

### 4.3 計画実現への取組

食品ロス発生量の削減を目指して、計画実現のため市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していく。



## 5. 生活排水処理基本計画

### 5.1 基本理念・基本方針

- ・前計画では、し尿の処理と生活排水の処理を含めた生活排水処理の推進と、市民・事業者・行政が協働して、それぞれの役割を分担した水環境の保全、処理施設の適正維持管理に努めてきた。
- ・新計画でも前計画の考えを引き継ぎ、以下のとおり基本理念及び基本方針を定める。

(案) 水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、  
環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率 100%に挑戦 ～

基本方針 1 (案) 生活排水処理の推進

基本方針 2 (案) 生活排水処理の向上

基本方針 3 (案) 適正維持管理の推進

### 5.2 目標

### 5.3 計画実現への取組

生活排水処理率 100%を目指して、計画実現のため市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していく。

基本理念	(案) 水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率100%に挑戦 ～			
基本方針1	(案) 生活排水処理の推進 <table border="1" data-bbox="461 479 1182 674"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
基本方針2	(案) 生活排水処理の向上 <table border="1" data-bbox="461 759 1182 954"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			
基本方針3	(案) 適正維持管理の推進 <table border="1" data-bbox="461 1039 1182 1234"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>			